

岩手県告示第 344 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 4 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 軽米種市線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町種市第 68 地割字嶽 108 番 1 地先から第 66 地割字大沢 19 番 3 地先まで	新	m 22.0~11.4	m 347.0
	旧	22.0~9.4	347.0
九戸郡洋野町種市第 54 地割字和田ノ巣 17 番 1 地先内	新	13.4~12.0	19.0
	旧	13.4~11.0	19.0
九戸郡洋野町種市第 54 地割字和田ノ巣 20 番 1 地先から第 55 地割字小沢 32 番 1 地先まで	新	24.0~13.4	269.0
	旧	18.8~10.6	269.0
九戸郡洋野町種市第 55 地割字小沢 31 番 7 地先から 81 番 4 地先まで	新	21.0~15.6	142.0
	旧	15.6~11.0	142.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 遠野住田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市東館町 61 番 4 地先から遠野町 28 地割 3 番 1 地先まで	新	m 49.1~9.2	m 117.6
	旧	10.4~8.4	117.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 野田長内線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市宇部町第 21 地割 107 番 52 地先内	新	m 28.0~14.0	m 38.0
	旧	15.0~11.5	38.0
久慈市長内町第 47 地割 30 番 1 地先内	新	42.0~9.5	160.0
	旧	11.0~5.5	160.0
	新	100.0~15.0	265.0
	旧	16.0~6.0	265.0
	新	69.0~12.0	383.0
	旧	21.0~4.5	383.0
久慈市長内町第 46 地割 36 番 37 地先から 36 番 39 地先まで	新	81.0~13.0	640.0
	旧	21.0~5.0	640.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字山口 23 番地先から字雨田 74 番 7 地先まで	新	B m 87.4~17.3	m 2,539.0
	旧	A 25.2~6.8	2,519.8
		B 87.4~17.3	2,539.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで